

ロシアによるウクライナ侵略と核兵器での威嚇を非難する決議

ロシアは2月24日、ウクライナへの侵略を開始した。

このロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらにプーチン大統領は、ロシアが核兵器大国であることを誇示し先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではない。

帯広市は「かけがえのない地球をまもり、子どもたちにひきつぐことは、今を生きるすべての人びとの果たさなければならない責務です。」「わたしたちは、全世界にむけ核兵器の廃絶と戦争の根絶を訴えつづけなければなりません。」と核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体であり、その議会として帯広市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳しく抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

政府においては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会とも緊密に連携しあらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すとともに、唯一の戦争被爆国の政府としてロシアの核兵器での威嚇を強く非難することを求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

帯 広 市 議 会